

（１３）免許法附則第１８項に基づき幼稚園教諭普通免許状を取得する方法

保育士資格を有し、定められた施設において保育士等として**３年以上かつ４，３２０時間以上**勤務した者が、一定の単位を修得した場合には、免許法附則第１８項に基づき幼稚園教諭普通免許状の授与を受けることができます。

【必要とする基礎資格及び最低在職年数】

免許状の種類	一種	二種
基礎資格	学士の学位を有し、保育士資格を有していること。	保育士資格を有していること。
最低在職年数	基礎資格取得後、以下のいずれかの施設における保育士（①及び②にあつては括弧内に記載される職員として勤務した者）として、良好な成績で勤務した最低在職年数が、３年以上かつ４，３２０時間以上 ① 幼稚園又は特別支援学校の幼稚部（専ら幼児の保育に従事する職員） ② 幼保連携型認定こども園（園児の教育及び保育に従事する職員） ③ 児童福祉法第３９条第１項に規定する保育所【認可保育所】 ④ 児童福祉法第５９条第１項に規定する施設のうち、乳幼児の保育を目的とする施設であつて、認定こども園法（平成１８年法律第７７号）第３条第１項又は第３項の認定を受けたもの及び同条第９項による公示がされたもの【認定こども園である認可外保育施設】 ⑤ ③及び④に準ずる施設として文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの（専ら一時預かり又は宿泊させるものを除く。） 【地域型保育事業として認可された小規模保育施設（Ａ型及びＢ型）、地域型保育事業として認可された事業所内保育施設（定員６名以上のもの）、公立の認可外保育施設、幼稚園併設型認可外保育施設、指導監督基準を満たす認可外保育施設】	

注：勤務している施設が、上記の対象施設に該当するかどうかは、勤務先の施設管理者等に確認すること。不明な場合は、市町村の保育施設に関わる担当部署に確認すること。

【必要単位数】

科目名		一種、二種共通	
		軽減措置なし	軽減措置あり
領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	両方含んで修得すること	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術に関する科目（情報機器及び教材の活用を含む。）	2	1
	幼児理解の理論及び方法	1	0
教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	2	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	2※	2※
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	1	1
合 計		8	6

※ 日本国憲法の内容（とりわけ第26条（教育を受ける権利））が取り扱われていること（取り扱われていない場合、上記の他に日本国憲法の科目の修得が必要）。

【その他注意事項】

- この規定は、保育教諭制度導入にあたっての特例規定であり、改正認定こども園法の施行の日（平成27年4月1日）から15年を経過する日までの間、適用されるものである。したがって、**令和12年3月31日までに**この特例規定による免許状申請の所要資格（最低在職年数を満たし、必要単位を修得）を得た者であっても、令和12年4月1日以降にこの特例規定による免許状申請を行うことはできないため、注意すること。
- 必要単位は、認定課程のある大学または免許法附則第18項適用者を対象とした公開講座、認定講習等で修得すること。なお、必要単位には、従前に認定課程のある大学で修得した単位も含めることができる（ただし、平成元年度以前に修得した単位は使用できない。）が、平成31年3月31日以前に修得した単位は、最新の法令に則って読み替えられている必要がある。
- 在職年数の算定については、365日を以って1年と算定する。年度途中で任用期間が終了している場合は1年と算定しない。なお、在職年数として算定できるのは、実務証明者の証明日の前日までとなること。

【令和5年4月1日～新特例制度（単位の軽減措置）】

98ページに示す対象施設で保育士として3年かつ4,320時間以上の勤務に**加え**、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後の**幼保連携型認定こども園で保育教諭等としての勤務経験を2年かつ2,880時間以上を有する職員**については、取得すべき8単位のうち更に2単位を取得したものとみなす。